肝臓機能障害の身体障害者認定に伴う

自立支援医療の支給について

○肝臓の機能障害の自立支援医療（育成医療・更生医療）の認定事務について ・・・・１

○肝臓の機能障害を自立支援医療に追加するために必要な改正について ・・・・・・・３

○指定自立支援医療機関の指定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

○自立支援医療費の支給認定について

　・自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱（抄）新旧対照表（案）・・・・・・５

　・自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱（抄）新旧対照表（案）・・・・・・９

○指定自立支援医療の指定について

　・指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領（抄）新旧対照表（案）・・１３

肝臓の機能障害の自立支援医療（育成医療・更生医療）の認定事務について

○肝臓の機能障害の施行前の自立支援医療の認定事務のスケジュール（案）

平成２１年１０月　指定自立支援医療機関の募集

　　　　　　　　１１月　障害者自立支援法施行規則の公布、関係通知発出

　　　　　　　　１２月　指定自立支援医療機関の内定

平成２２年　２月　自立支援医療（育成医療・更生医療）の申請の受付開始

　　　　　　　　　４月　自立支援医療の認定開始

※肝臓の機能障害の自立支援医療の施行準備のための事務手続について、次のような取扱を予定している。

○　医師の意見書については、指定自立支援医療機関の指定を予定している医療機関において自立支援医療（育成医療・更生医療）を主として担当する予定の医師の作成する意見書・診断書に基づき、事務手続きを進めても差し支えないが、自立支援医療を認定する前に、当該医療機関が指定自立支援医療機関として指定されたことを確認し、認定すること。

○　自立支援医療（更生医療）の申請のための身体障害者手帳の写しについては、身体障害者手帳の申請の写しにより、事務手続きを進めても差し支えないが、自立支援医療の認定する前に、受給者が身体障害者手帳の交付を受けた障害者であることを確認し、認定すること。

肝臓の機能障害を自立支援医療に追加するために

必要な改正について

○省令関係

　　障害者自立支援法施行規則

　　　「肝臓」を加える

○告示関係

　　　「障害者自立支援法施行令第三十五条第一項第一号の支援認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるもの」

　　「肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る。）」を加える

○通知関係

　　◇自立支援医療費の支給認定について（平成十八年三月三日付け障発第0303002号障害保健福祉部長通知）の改正

・障害の対象に「肝臓」を加える

・内科的治療の対象に「肝臓機能障害に対する肝臓移植後の抗免疫療法」を加える

　　◇指定自立支援医療機関の指定について（平成十八年三月三日付け障精発第0303005号精神・保健福祉課長通知）の改正

　　　　・肝臓の機能障害を担当する医療機関・医師の審査基準を加える